



K P M G N e w s l e t t e r

KPMG Insight

Vol.

46

January
2021

🎯 **Focus**


— 保険のIndustry Overview
～コロナ禍の業界動向と保険会計の将来展望～

home.kpmg/jp/kpmg-insight

保険のIndustry Overview

～コロナ禍の業界動向と 保険会計の将来展望～

あずさ監査法人
金融事業部 金融AAS室
山下 光 / マネジャー

 2020年は、新型コロナウイルス(以下、「COVID-19」という)の感染拡大という大きな出来事がありましたが、「保険会計」という観点からも非常に重要な年となりました。

まず、財務会計面では、国際会計基準審議会(IASB)が、IFRS第17号「保険契約」の修正を公表しました。IFRS第17号は、2023年1月1日以後に開始する事業年度からの適用により、暫定基準である現行のIFRS第4号を置き換える新しい保険会計としての性格を有しています。

規制面では、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」の最終報告書が取りまとめられました。これは、資産・負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じ、保険会社の財務状況を的確に把握しようとする資本規制であり、2025年の導入が提言されています。

たとえば、COVID-19のような経済的に大きなインパクトを与える事象が発生した際に、IFRSの保険会計では会計数値にどのように反映されるでしょうか。本稿では、コロナ禍における保険業界の動向を確認するとともに、保険会計の将来展望について解説します。

(本稿の意見に関する部分は筆者の私見であります)



山下 光
Hikaru_Yamashita

POINT 1

新しい時代の保険会計

保険業界にとって、2020年は財務会計や規制の領域で重要な年となりました。財務会計面では保険の国際会計基準の最終版(IFRS第17号)が公表され、規制面では「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」の報告書が取りまとめられました。コロナ禍の動向も含め、業界トピックを紹介します。

POINT 2

保険会社の未来のKPIは？

IFRS第17号では、収益認識や保険負債測定の原則が、日本基準を含む既存の会計基準とは大きく異なります。IFRS第17号の適用に伴い、これまで日本の保険会社でKPIとして重視されていた保険料等収入や経常利益に代わる新たなKPIが台頭する可能性があります。

POINT 3

財務諸表利用者が 注目すべき開示ポイント

IFRS第17号では、1.財務諸表で認識した金額の説明、2.IFRS第17号を適用する際の重要な判断、3.保険契約から生じるリスクの性質および程度の3区分の開示が求められています。現行の日本基準では要求されていない詳細な保険負債に関する分析やリスクの開示が規定されています。

保険業界の動向と新しい時代の保険会計

1. コロナ禍における保険業界の動向

2021年を迎えましたが、昨年COVID-19の感染拡大によって私たちの生活様式も大きく変わり、徐々にWith/Afterコロナ時代の恒常的な生活様式の確立に向けた動きが進んでいます。

こうしたなかでの保険業界の動向ですが、保険金の支払いという点では、日本の生命保険会社の財務に与える直接的影響は今のところないと思われます。これは、諸外国の感染状況に比べて、これまでの日本の感染状況に鑑みると日本はCOVID-19による死亡数・感染者数が統計数値に影響を与えるような規模ではないからです。一方、日本の損害保険会社では、イベントなどの中止に伴う保険金等支払いが増加した一方で、外出自粛で自動車事故などが減少したことで、自動車保険や傷害保険の保険金等支払いは前年同期比で減少したという報道もなされています（2020年9月期）。

このように、保険業界ではコロナ禍による直接的な影響は、現段階ではそれほど深刻なものではありません。とはいえ、今後の経済環境の悪化など、間接的影響は懸念されます。マクロ経済の悪化や生活様式の変化に伴う今後の保険契約の伸び悩みのほか、資産運用面でも世界的な利下げでの低金利環境による運用難など、薄く長くコロナ禍による影響が継続するのではないかといった観測も聞かれることから、今後の動向には注意を要します。

また、保険会社では、コロナ禍によってさらなるデジタル化を迫られると予想されます。今後も非接触・非対面の営業等に対するニーズが継続することで、従来の対面依存の業務スタイルを見直さざるを得なくなると考えられます。

図表1 コロナ禍における主な保険業界トピック

キーワード	ポイント
保険金等支払い	日本の生保・損保には、コロナ禍による深刻な直接的影響は今のところ生じていない。
新契約獲得	対面営業の自粛などから、主に生保で新契約の保険料収入が減少した（2020年9月期）。 外出自粛や生活様式の変化に伴い今後の新契約獲得がどのようになっていくについては注意を要する。
資産運用	低金利環境の継続による運用難で、一部の保険会社は外債運用を拡大するといった報道もなされている。マクロ経済の悪化に伴う運用収益の減少など、資産運用面での懸念があり、引き続き注意を要する。
デジタル化	対面依存の業務を見直す必要性が強まり、デジタル化が一層進むものと予想される。

2. 新しい時代の保険会計

2020年は、「新しい保険会計」という観点からも非常に重要な年となりました。

まず、財務会計の領域では、国際会計基準審議会（IASB）が2020年6月25日に、IFRS第17号「保険契約」の修正を公表しました。これは2017年5月に公表されたIFRS第17号をよりスムーズに適用するため、簡素化や移行措置の軽減、適用時期の延期等を行ったものです。IFRS第17号は「最初の真に国際的な保険契約の会計基準」と位置付けられており、暫定基準である現行のIFRS第4号を置き換える新しい保険会計としての性格を有しています。IFRS第17号の適用日は、2023年1月1日以後に開始する事業年度からとされています。

また、規制の領域でも、2020年6月26日に「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」の最終報告書が取りまとめられました。これは、2019年に発足した当該会議において、金融庁を中心に計10回にわたって検討を行った成果です。当該規制は、資産・負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じ、保険会社の財務状況を的確に把握しようとする資本規制です。報告書では、2025年を目標に経済価値ベースのソルベンシー規制（ESR規制という）の導入が提言されています。保険会社は、その算定が必要となるほか、算定結果に対する妥当性検証や経済価値ベースに基づくリスク管理のため

のより高水準のガバナンスが、個社レベルだけでなく、連結グループレベルで求められることとなります。

IFRS第17号も、ESR規制も、共通の目的は保険会社のバランスシートを経済価値ベースで捉え、財務状況を適時・的確に把握するという点にあります。マクロ経済になんらかの影響を与える事象が発生した場合、金利や為替などが大きく変動する可能性があります。経済価値ベースで保険負債を測定するという事は、このような変動を保険負債に適時に反映するという事です。もちろん、金利や為替などの金融リスクだけではなく、死亡率や損害率などの非金融リスクについても、できる限り適時に反映することとなります。

特に、IFRS第17号を日本の保険会社が任意適用した場合、有価証券報告書に開示される会計数値も当該経済価値ベースの数値となりますが、これは多くの財務諸表利用者や利害関係者にとって大きな変化となるでしょう。コロナ禍による経済的な影響も、より実態に沿った数値で適時・的確に把握できるようになるかもしれません。

次のセクションからは、仮に日本の保険会社がIFRS第17号を適用した場合、将来の会計数値や経営指標（KPI: Key Performance Indicator）の開示がどのようになるかについて、主要なポイントを解説します。

II 保険会社の未来のKPIは？

IFRS第17号は、2017年5月に公表されたものの、一部の利害関係者は、適用時期やいくつかの規定に関して懸念や要望を表明していました。そこでIASBでは、寄せられた懸念・要望等を踏まえ、IFRS第17号の修正要否に関する議論を行いました。2020年6月に公表されたIFRS第17号の修正は、こうしたコメント等を踏まえ審議を重ねた成果です。

最終基準書における修正ポイントの一覧は図表2のとおりですが、KPMGのポイント解説速報もあわせて参照ください。

さて、IFRS第17号の導入により、収益認識や保険負債測定の方法が大きく変更される可能性があります。これに伴い、新規のKPIの導入や既存のKPIに関する継続利用の可否を検討する必要性も生じることが予想されます。

1. 収益認識は現金主義から発生主義へ

現行の日本の保険会計では、収益認識は基本的に現金主義に基づいており、当期に保険契約者から収受した保険料がそのまま当期の保険料等収入として損益計算書のトップライン(売上)に計上されます。一方、IFRS第17号は、当期に提供したサービスに応じて収益を認識するという考え方を原則としており、当期に収受した保険料の多寡は直接的には収益計上に結びつきません。COVID-19のような経済的インパクトの大きい事象が発生し、仮に保険料収入が大きく減少した場合、日本基準ではその影響がすぐさまトップラインに現れますが、IFRSではそこまで顕著にはなりません。既存の保険契約による発生主義ベースの収益によってカバーされ、より実態に沿った収益認識となります。

日本の保険会社の収益力を表す指標

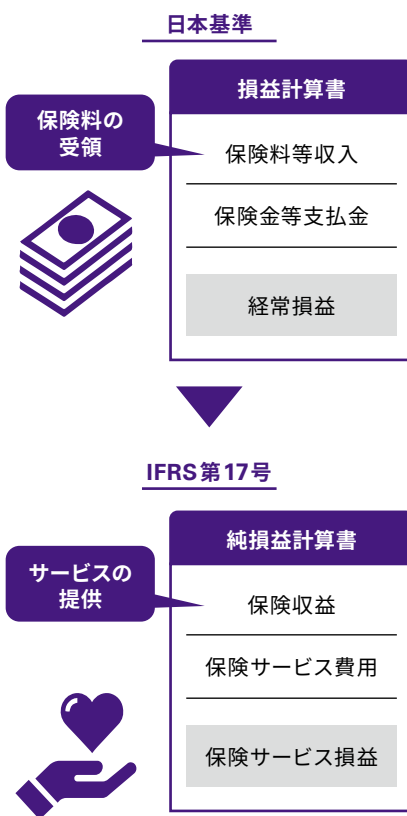
としては、保険料等収入が現在最も重視されており、直近会計期間の保険料等収入の順位が新聞報道などでクローズアップされますが、IFRS第17号におけるトップラインは日本基準とは意味合いが異なるため、従前と同じように取り扱うことはできないと思われる点に留意が必要です。

図表3に示したとおり、IFRS第17号の純損益計算書では、保険収益に対して保険サービス費用を差し引き、保険サービス損益という段階損益を認識します。この保険サービス損益は、保険契約の履行に直接起因するキャッシュ・フローのみによって計算されており、現金受払いをベースとした日本基準における経常損益よりも、保険サービスの提供という保険の本業から生じた利益の性格が強いと言えます。IFRS第17号導入後は、トップラインのランキングよりも、ボトムである保険サービス損益の大きさが重要なKPIの1つになるかもしれません。

図表2 2020年IFRS第17号最終基準書の修正ポイント一覧

#	修正のポイント
1	IFRS第17号の発効日を、2023年1月1日以後に開始する事業年度とする
2	一定の要件を満たす貸出契約について、IFRS第17号またはIFRS第9号「金融商品」のいずれかを選択できる
3	一定の要件を満たすクレジットカード契約等について、IFRS第17号の適用範囲から除外する
4	将来に更新が見込まれる保険契約グループに起因する新契約費を、将来の保険契約グループへも配分する
5	期中財務報告(B137項)に関する規定の適用については、全社レベルでの会計方針の選択とする
6	一般的な測定モデルのカバー単位について、投資に関するサービス(投資リターン・サービス)も考慮する
7	変動手数料アプローチのカバー単位について、投資に関するサービス(投資関連サービス)も考慮する
8	変動手数料アプローチにおいて、契約上のサービス・マージンを調整しない処理(リスク軽減オプション)の適用機会を拡大する
9	当初認識時において元受保険契約が不利な契約となった場合に、保有する再保険契約との会計上のミスマッチを解消する
10	以下に係る移行措置につき、追加の軽減措置を加える企業結合等により取得した保険契約 <ul style="list-style-type: none"> • リスク軽減オプション • 裁量権のある有配当性を有する投資契約 • 保有する再保険契約の損失回収要素 • 期中財務報告 • 新契約費の回収に係る資産
11	保険契約資産・負債の財政状態計算書上の表示を、保険契約ポートフォリオレベルで区分して表示する

図表3 日本基準との収益認識の比較イメージ



2. 将来利益の現在価値であるCSM

IFRS第17号の保険負債の測定は原則として、将来キャッシュ・フローを見積み、その現在価値として保険負債を計算します。また、保険金などキャッシュ・アウトフローの不確実性のマージンとしての「リスク調整」も見積ります(将来キャッシュ・フローとリスク調整をあわせて「履行キャッシュ・フロー」と言う)。そして、保険負債を見積もる仮定(死亡率・損害率・事業費率・割引率など)は、每期最新の状態にアップデートするとともに、保有する保険契約が将来獲得する利益の現在価値を保険負債の中に前受利益のように含めることが求められます。ここでの利益の現在価値のことを、「契約上のサービス・マージン(Contractual Service Margine:CSM)」と言います。

日本基準の貸借対照表開示では、保険負債である責任準備金にどの程度のマージンが見込まれているかをうかがい知ることができません。しかし、IFRS第17号では、将来利益の現在価値であるCSMが明示的に開示され、投資家も当該数値を確認することができます。図表4に示したとおり、CSMは保険期間にわたり、各報告

期間に配分・保険収益に計上されることから、CSMの残高は重要な指標になり得ると考えられます。保険会社には、財務の健全性確保の観点から十分な資本を備えるための規制の枠組みが適用されていますが、保険会社の中長期的な収益性や財務の健全性を判断する際には、CSMの残高も重要になると思われます。

なお、保険契約から生じるキャッシュ・フローのうち、保険料などのインフローによって保険金や事業費などのアウトフローを賄えない赤字契約は「不利な契約」と呼ばれ、当該赤字額は即時費用処理されます(結果として、CSM残高はゼロになります)。このように、当該不利な契約に係る損失を適時に認識する点も、IFRS第17号の重要な考え方の1つです。また、明示的に開示されることから、不利な契約の損失額(の有無)も重要な指標になり得るでしょう。

III

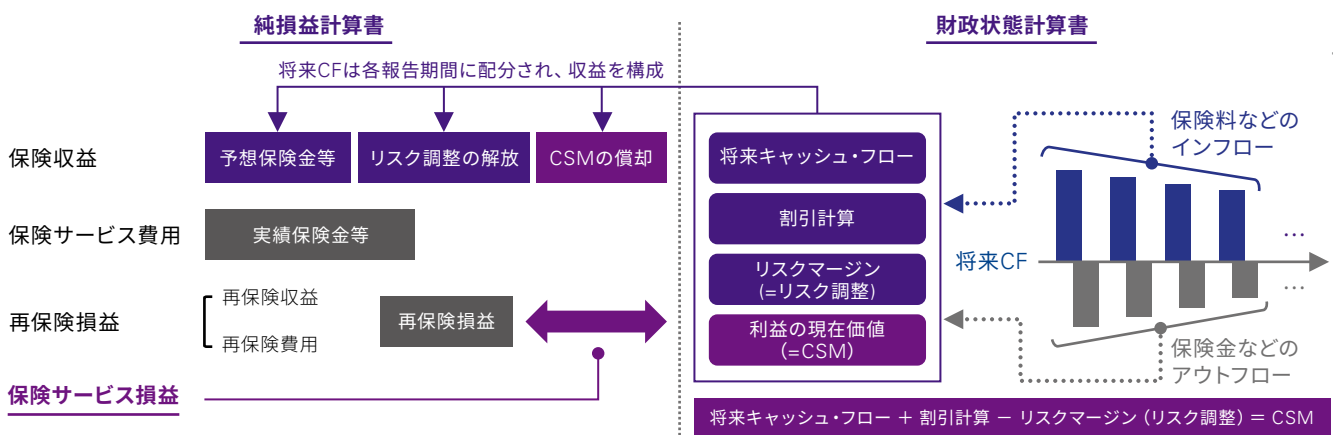
財務諸表利用者が注目すべき開示ポイント

IFRS第17号で求められている開示要求は、主に、1.財務諸表で認識した金額の説明、2.IFRS第17号を適用する際の重要な判断、3.保険契約から生じるリスクの性質および程度の3区分に分けられます。以下では、それぞれの区分における開示のポイントについて、アナリストや投資家など財務諸表利用者の視点で重要になると思われる内容を紹介いたします。

1. 財務諸表で認識した金額の説明

この区分では、保険収益や保険サービス費用の内訳を構成する項目の開示のほか、CSMの収益計上スケジュールの開示などが求められます(図表5参照)。また、保険負債の期首残高から期末残高までの変動事由を記載した調整表の作成も求められています。これは、当該調整表の変動内容を確認することで、その会計期間における大まかな保険負債の動きを把握することができるということです。これらの開示項目は、現行の日本基準では要求され

図表4 IFRS第17号の原則的な保険負債測定イメージ



- 保険契約から発生する将来のキャッシュ・フローを見積み、当該キャッシュ・フローの現在価値が財政状態計算書の保険負債の残高となる。
- 保険金などキャッシュ・アウトフローの不確実性のマージンとしてのリスク調整と、将来利益の現在価値であるCSMも保険負債を構成する。
- 保険負債の構成要素は各報告期間に配分され、保険収益を構成する。(保険収益は各報告期間におけるサービスの提供を反映する) 当該保険収益に対して実績の保険金や事業費、再保険損益などを差し引きすることで、保険サービス損益が算定される。

ていないIFRS第17号特有の開示です。また、保険負債の変動事由を細かく反映する調整表の開示などは、その作成に時間を要することが想定されます。財務諸表利用者にとっては有用である一方、財務諸表を作成する企業としては、IFRS第17号を導入することに伴う追加負担の1つとなるでしょう。

2. IFRS第17号を適用する際の重要な判断

この区分では、保険契約を測定するために使用したインプット、仮定および見積り技法の開示が求められるほか、保険契約に適用される割引率のイールド・カーブの開示などが求められます(図表6参照)。また、IFRS第17号の保険負債では、保険金などキャッシュ・アウトフローの不確実性の対価としての「リスク調整」という金額を測定することが求められています。その際、当該リスク調整をどの程度の信頼水準で測定したかという、バリューアットリスク(VaR)のようなリスク管理の概念に紐づく開示も求められています。

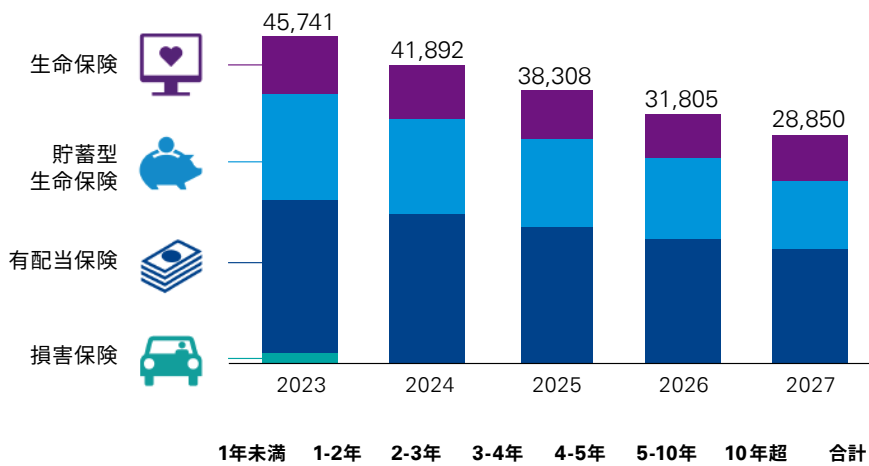
IFRS第17号の保険負債は企業の見積りに基づくため、当該見積りに関する企業の判断やその根拠などの開示は、財務諸表利用者にとって保険負債がどのように計算されているかを理解するうえで重要なヒントとなるでしょう。

3. 保険契約から生じるリスクの性質および程度

この区分では、リスクの集中、感応度分析、発生した保険金のクレーム・ディベロップメント、信用リスク、流動性リスクといったリスクの性質に基づいた開示が求められます。これらのリスク開示は、暫定基準である現行のIFRS第4号の開示と類似する部分もありますが、より詳細化・具体化されている点に留意が必要です。

リスク開示では、たとえば市場リスクの感応度分析では、保険契約から生じるリ

図表5 期末保有契約に係るCSM残高の推移および将来の収益計上予定額の開示



2023年12月31日

保険契約

	1年未満	1-2年	2-3年	3-4年	4-5年	5-10年	10年超	合計
生命保険	538	479	426	376	329	1,076	3,463	6,687
貯蓄性生命保険	987	939	891	862	823	3,785	3,595	11,882
有配当保険	2,311	2,165	2,032	1,916	1,803	9,314	7,617	27,158
損害保険	13	1	-	-	-	-	-	14
合計	3,849	3,584	3,349	3,154	2,955	14,175	14,675	45,741

出典：以下を参考に一部筆者修正

“Illustrative disclosures for insurers” – KPMG IFRG Limited、2020年9月(<https://home.kpmg/xx/en/home/services/audit/international-financial-reporting-standards/ifrs-illustrative-financial-statements/ifrs-illustrative-financial-statements-insurance-insurers-ifrs17.html>)

図表6 イールドカーブの開示

	2023年					2022年				
	1年	5年	10年	15年	20年	1年	5年	10年	15年	20年
据置定額年金、ユニバーサル生命保険及び伝統的有配当保険										
EUR	0.38%	0.55%	1.16%	1.71%	1.81%	0.32%	0.50%	1.11%	1.66%	1.77%
SGD	1.29%	2.16%	2.62%	2.85%	3.02%	1.15%	2.02%	2.54%	2.80%	2.98%
USD	1.69%	2.48%	2.83%	3.01%	3.13%	1.55%	2.37%	2.74%	2.96%	3.10%
即時定額年金及び損害保険契約										
EUR	0.96%	1.13%	1.70%	2.29%	2.39%	0.86%	1.02%	1.63%	2.18%	2.28%
GBP	2.01%	2.95%	3.38%	3.58%	3.63%	1.88%	2.79%	3.17%	3.33%	3.45%
SGD	2.18%	3.05%	3.51%	3.74%	3.91%	2.07%	2.96%	3.46%	3.71%	3.89%
USD	2.67%	3.46%	3.81%	3.99%	4.11%	2.46%	3.28%	3.64%	3.84%	3.96%
その他のすべての保険契約										
EUR	0.09%	0.26%	0.87%	1.42%	1.52%	0.06%	0.24%	0.85%	1.40%	1.50%
GBP	0.67%	1.61%	2.04%	2.24%	2.29%	0.62%	1.53%	1.91%	2.06%	2.18%
SGD	0.92%	1.79%	2.25%	2.48%	2.65%	0.81%	1.68%	2.20%	2.45%	2.63%
USD	1.04%	1.83%	2.18%	2.36%	2.48%	0.96%	1.78%	2.14%	2.34%	2.46%

出典：以下を参考に一部筆者修正

“Illustrative disclosures for insurers” – KPMG IFRG Limited、2020年9月(<https://home.kpmg/xx/en/home/services/audit/international-financial-reporting-standards/ifrs-illustrative-financial-statements/ifrs-illustrative-financial-statements-insurance-insurers-ifrs17.html>)

図表7 市場リスクの感応度分析

	CSM		純損益		資本	
	通貨高	通貨安	通貨高	通貨安	通貨高	通貨安
2023年12月31日						
EUR(4% 変動)						
- 保険契約及び再保険契約	59	(57)	(782)	780	(897)	895
- 金融商品	-	-	739	(739)	898	(898)
	59	(57)	(43)	41	1	(3)
GBP(4% 変動)						
- 保険契約及び再保険契約	44	44	(575)	578	(652)	652
- 金融商品	-	-	528	(528)	679	(679)
	44	44	(47)	50	27	(27)
USD(3% 変動)						
- 保険契約及び再保険契約	29	(26)	(835)	832	(1,213)	1,210
- 金融商品	-	-	829	(829)	1,280	(1,280)
	29	(26)	(6)	3	67	(70)

出典：以下を参考に一部筆者修正

“Illustrative disclosures for insurers” – KPMG IFRG Limited, 2020年9月(<https://home.kpmg/xx/en/home/services/audit/international-financial-reporting-standards/ifrs-illustrative-financial-statements/ifrs-illustrative-financial-statements-insurance-insurers-ifrs17.html>)

スク変数の変動に対する感応度と金融資産から生じるリスク変数の変動に対する感応度との関係を説明する方法での開示が要求されます(図表7参照)。現行の日本基準に比べ、バランスシートの資産・負債双方の観点での分析に資する開示が求められていると言えるでしょう。

これにより、財務諸表利用者にとって、コロナ禍による影響など、市場環境等の変化が保険負債や業績に与える影響をより推定しやすくなることが期待されます。

IV

まとめ

COVID-19によって、我々を取り巻く環境は大きく様変わりしました。「時代が一気に10年進んだような感覚」や「コロナ禍となる前の状態には戻ることはいかない」などとも言われますが、保険業界も例外ではありません。リモートワークや脱押印主義、パンデミックリスクへの対応といった各種オペレーションの変更やリスク対応の高度化は、今や喫緊の課題と言えます。また、非対面・非接触型営業を構築してデジタル化をより一層推進したり、コロナ禍の生活様式を踏まえた保険商品を販売するなど、保険ビジネスの形態も変わっていくことが予想されます。

奇しくも、保険会計の分野でも今年大きな変化がありました。財務会計の領域では、より実態を反映することを目指した新しい保険会計(IFRS第17号)が公表され、COVID-19のような大きな出来事も企業の実態を踏まえつつ適時・的確に捉え

ることが期待されています。加えて、保険規制の分野でも同様の動きが見られます。

こうした変化に対応することは保険業界にとって負荷が高い側面もありますが、一方で、保険の有用性や利便性を高めたり、保険商品を選択する際の有効な目安になったり、保険会社の健全性向上に寄与すれば、保険契約者にとっても大きなメリットと言えるでしょう。

関連情報

保険業界に関連するコンテンツ

ウェブサイトでは、保険業界に関連する情報を紹介しています。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/industries/insurance.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
金融事業部 金融 AAS 室
山下光 / マネジャー

☎ 03-3548-5125 (代表電話)
✉ hikaru.yamashita @jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp

home.kpmg/jp/socialmedia



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.